

目次

告示

○令和6年度(2024年度)北海道公立学校教員採用候補者追加選考検査の実施について…1

告示

北海道教育委員会告示第53号

令和6年度(2024年度)北海道公立学校教員採用候補者追加選考検査を次の要領により行う。

令和5年10月23日

北海道教育委員会教育長 倉本博史

令和6年度(2024年度)北海道公立学校教員採用候補者追加選考検査実施要領

1 目的

この検査は、令和6年度(2024年度)北海道公立学校教員の採用候補者を選考するために行うものです。

2 受検資格及び受検区分

次の(1)から(3)の全ての要件を満たす者が受検できます。

(1) 昭和39年(1964年)4月2日以降に生まれた者

(2) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第16条及び学校教育法(昭和22年法律第26号)第9条の欠格条項に該当しない者

【欠格条項】

ア 禁錮以上の刑に処せられた者

(※禁錮以上の刑の執行を終えた場合も、刑が消滅するまで(10年間)は教員等になることができません。ただし、執行猶予のついた刑については、執行猶予を取り消されることなくその期間を経過することで教員等となる資格を回復します。)

イ 教育職員免許状失効又は取上げの処分を受け、当該失効又は処分の日から3年を経過しない者

ウ 当該地方公共団体において懲戒免職処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者(市町村立学校職員給与負担法(昭和23年法律第135号)第1条及び第2条に規定する職員(県費負担教職員)を志願する場合にあっては、北海道教育委員会により懲戒免職処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者を含む。)

エ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

(3) 次に掲げる受検区分に応じた受検資格を満たす者

なお、教育職員免許状を所有している者については、令和6年(2024年)3月31日までに取得見込みの者を含みます。

受検区分	教科(科目)	受検資格 (所有教育職員免許状等)
小学校教諭		次の <u>いずれにも</u> 該当する者 1 小学校教諭の普通免許状を所有している者 2 令和6年度(2024年度)北海道・札幌市公立学校教員採用候補者選考検査(北海道採用希望)第1次検査に合格した者で、第2次検査の適性検査、教科等指導法検査、面接検査及び実技検査のいずれか又は全部を受検しなかったもの
		次の <u>いずれかに</u> 該当する者

高等学校教諭	工業 (機械)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 高等学校教諭の普通免許状 (工業) を所有し、大学等において機械を専攻し修了した者又はこれと同等以上の専門的知識・技術を有すると認められる者</li> <li>2 技術士 (機械部門) の資格を所有し、資格取得後の実務経験が 3 年以上の者</li> <li>3 技術士補 (機械部門) の資格を所有し、資格取得後の実務経験が 8 年以上の者</li> </ol>
	工業 (電気)	<p>次のいずれかに該当する者</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 高等学校教諭の普通免許状 (工業) を所有し、大学等において電気を専攻し修了した者又はこれと同等以上の専門的知識・技術を有すると認められる者</li> <li>2 技術士 (電気電子部門) の資格を所有し、資格取得後の実務経験が 3 年以上の者</li> <li>3 技術士補 (電気電子部門) の資格を所有し、資格取得後の実務経験が 8 年以上の者</li> </ol>
	工業 (建築)	<p>次のいずれかに該当する者</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 高等学校教諭の普通免許状 (工業) を所有し、大学等において建築を専攻し修了した者又はこれと同等以上の専門的知識・技術を有すると認められる者</li> <li>2 1 級建築士の資格を所有し、資格取得後の実務経験が 3 年以上の者</li> </ol>
	工業 (土木)	<p>次のいずれかに該当する者</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 高等学校教諭の普通免許状 (工業) を所有し、大学等において土木を専攻し修了した者又はこれと同等以上の専門的知識・技術を有すると認められる者</li> <li>2 技術士 (建設部門) の資格を所有し、資格取得後の実務経験が 3 年以上の者</li> <li>3 技術士補 (建設部門) の資格を所有し、資格取得後の実務経験が 8 年以上の者</li> </ol>
	工業 (工業化学)	<p>次のいずれかに該当する者</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 高等学校教諭の普通免許状 (工業) を所有し、大学等において工業化学を専攻し修了した者又はこれと同等以上の専門的知識・技術を有すると認められる者</li> <li>2 技術士 (化学部門) の資格を所有し、資格取得後の実務経験が 3 年以上の者</li> <li>3 技術士補 (化学部門) の資格を所有し、資格取得後の実務経験が 8 年以上の者</li> </ol>
	工業 (電子・情報技術)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 高等学校教諭の普通免許状 (工業) を所有し、大学等において電子・情報技術を専攻し修了した者又はこれと同等以上の専門的知識・技術を有すると認められる者</li> <li>2 技術士 (電気電子部門又は情報工学部門) の資格を所有し、資格取得後の実務経験が 3 年以上の者</li> <li>3 技術士補 (電気電子部門又は情報工学部門) の資格を所有し、資格取得後の実務経験</li> </ol>

		が8年以上の者
	水産	次のいずれかに該当する者 1 高等学校教諭の普通免許状(水産)を所有している者 2 1級船用機関整備士の資格を所有し、資格取得後の実務経験が3年以上の者 3 4級海技士(航海又は機関)の免許を所有し、免許取得後の実務経験が10年以上の者 4 北海道漁業士(青年漁業士又は指導漁業士)の資格を所有し、資格取得後の実務経験が10年以上の者 5 水産又は工業(電気通信)の学位を所有し、学位取得後の関連業務経験が10年以上の者 6 漁協、水産加工会社、水産試験場等勤務者で、上記2～5と同等程度の技能等を有し、実務経験が10年以上の者
	水産(商船)	次のいずれかに該当する者 1 高等学校教諭の普通免許状(商船)及び1級、2級又は3級海技士(航海又は機関)の免許を所有している者 2 高等学校教諭の普通免許状(商船)を所有し、3級海技士(航海又は機関)免許を取得見込みの者 ※3級海技士の免許を取得するまで採用を猶予し、採用候補者名簿の登録期間を最大で令和8年(2026年)4月1日まで延長することができるものとします。 3 1級又は2級海技士(航海又は機関)の免許を所有し、免許取得後の実務経験が1年以上の者 4 3級海技士(航海又は機関)の免許を所有し、免許取得後の実務経験が3年以上の者
	看護	次のいずれかに該当する者 1 高等学校教諭の普通免許状(看護)を所有している者 2 看護師免許証を所有し、看護師、保健師又は助産師として3年以上業務に従事した者
	福祉	次のいずれかに該当する者 1 高等学校教諭の普通免許状(福祉)を所有している者 2 看護師免許証を所有し、看護師、保健師又は助産師として5年以上業務に従事した者
特別支援学校教諭	理療	特別支援学校自立教科教諭免許状(理療)を所有している者

- (注) 1 日本国籍を有しない者は、任用の期限を付さない常勤講師に任用します。  
2 「教諭」には、上記1の常勤講師を含みます。  
3 高等学校教諭の普通免許状を有しない者で、教科に関わる資格や実務経験等を有するもの(以下「特別免許状の取得を前提とした受検者」という。)が登録になった場合は、北海道教育委員会が実施する特別免許状授与のための教育職員検定に合格し、特別免許状を取得することが必要です。

受検資格に記載のほか、次の全ての条件に該当する者が出願できます。

- (1) 社会的信望があり、かつ、教員の職務を行うのに必要な熱意と識見を持っている者
- (2) 教育職員免許法(昭和24年法律第147号)第5条第1項各号のいずれにも該当しない者

※特別免許状は、様々な分野において優れた知識や技術を有する社会人を、教員として迎え入れることにより、学校教育の多様性への対応や活性化を図ることを目的とし、北海道教育委員会が授与するものであり、北海道においてのみ効力を有します。

### 3 採用予定数

- |                         |         |
|-------------------------|---------|
| (1) 小学校教諭               | : 40名程度 |
| (2) 高等学校教諭(工業(機械))      | : 1名程度  |
| (3) 高等学校教諭(工業(電気))      | : 1名程度  |
| (4) 高等学校教諭(工業(建築))      | : 1名程度  |
| (5) 高等学校教諭(工業(土木))      | : 7名程度  |
| (6) 高等学校教諭(工業(工業化学))    | : 1名程度  |
| (7) 高等学校教諭(工業(電子・情報技術)) | : 3名程度  |
| (8) 高等学校教諭(水産)          | : 6名程度  |
| (9) 高等学校教諭(看護)          | : 3名程度  |
| (10) 高等学校教諭(福祉)         | : 1名程度  |
| (11) 特別支援学校教諭(理療)       | : 2名程度  |

※採用予定数は本要領作成時点のものであり、変更することがあります。

### 4 検査の方法及び内容

- (1) 適性検査
- (2) 論文検査  
800字以内
- (3) 面接検査  
個別面接Ⅰ(20分)、個別面接Ⅱ(20分)

### 5 検査期日及び日程

- (1) 令和5年(2023年)11月26日(日)

時 間	内 容
8:20 ~ 8:40	受付(入室)
8:40 ~ 9:00	検査上の注意・連絡
9:00 ~ 9:30	適性検査
9:50 ~ 10:50	論文検査
11:10 ~	面接検査(個別面接Ⅰ、個別面接Ⅱ)※

※面接時間は受検者ごとに別に指定します。

- (2) 遅刻・欠席の取扱い

ア 各検査において遅刻した場合は受検できませんので、時間を厳守してください。

イ 検査を欠席した場合は、以降の検査は受検できません。

### 6 検査会場

北海道大麻高等学校

江別市大麻ひかり町2番地(JR森林公園駅1.2km)

※志願状況によっては、検査会場を変更する場合があります。検査会場は受検票(受検通知用はがき)に記載してお知らせしますので注意してください。

### 7 出願の手続


- (1) 受検区分「小学校教諭」

ア 出願方法

Webエントリー: 次のURLにアクセスして、必要情報を入力し、送信してください。

なお、令和6年度(2024年度)北海道・札幌市公立学校教員採用候補者選考検査で提出した願書及びエントリーシートをこの検査で

利用する場合は、当該書類の提出を省略することができますが、利用しない場合は、次のイに記載した出願書類を郵送で提出する必要があります(利用の有無は、Webエントリーで選択してください)。

URL	QRコード
<a href="https://www.harp.lg.jp/SksJuminWeb/EntryForm?id=eAvuvkEG">https://www.harp.lg.jp/SksJuminWeb/EntryForm?id=eAvuvkEG</a>	

※QRコードは(株)デンソーウェブの登録商標です。

イ 出願書類

提出部数は各1部です。

書類については、様式を北海道教育委員会のホームページからダウンロードすることができるほか、北海道教育庁教職員局教職員課でも配布します。

(ア) 願書(小学校用)	両面印刷
(イ) エントリーシート	片面印刷

※令和6年度(2024年度)北海道・札幌市公立学校教員採用候補者選考検査で提出した願書をこの検査で利用しない場合のみ提出が必要です。

(2) 受検区分「高等学校教諭」又は「特別支援学校教諭」

ア 出願方法

郵送：簡易書留で郵送してください。

イ 出願書類

提出部数は各1部です。

(ア)、(イ)及び(カ)の書類については、様式を北海道教育委員会のホームページからダウンロードすることができるほか、北海道教育庁教職員局教職員課でも配布します。

(ア) 願書(高等学校・特別支援学校用)	※両面印刷
(イ) 自己推薦書	
(ウ) 受検通知用はがき	通常はがき(63円)を使用すること。宛先欄に受検者本人の住所及び氏名を明記し、裏面は記入しないこと。
(エ) 証明機関の発行する資格(技能)証明書又は資格を証明できる書類の写し(工業(機械、電気、土木、工業化学、電子・情報技術)の受検資格2・3、工業(建築)の受検資格2、水産の受検資格2～6、水産(商船)の受検資格1・3・4、看護の受検資格2又は福祉の受検資格2に該当する受検者に限る。)	
(オ) 船舶職員養成施設の課程修了見込証明書(水産(商船)の受検資格2に該当する受検者に限る。)	
(カ) 職歴証明書(工業(機械、電気、土木、工業化学、電子・情報技術)の受検資格2・3、工業(建築)の受検資格2、水産の受検資格2～6、水産(商船)の受検資格3・4、看護の受検資格2又は福祉の受検資格2に該当する受検者に限る。)	

(3) 出願受付期間

出願方法	出願受付期間	備考
Webエントリー	令和5年(2023年)10月23日(月)から 令和5年(2023年)11月10日(金)まで	Webエントリーの送信期限:令和5年(2023年)11月10日(金)17時
郵送 (簡易書留)	令和5年(2023年)10月23日(月)から 令和5年(2023年)11月10日(金)まで	令和5年(2023年)11月10日(金)消印のものまで有効

(注) 1 提出出願書類に不備があるものや、受付期間終了後に提出された出願書類は受け付けません。

また、受理した出願書類は返却しません。

- 2 書類に虚偽の記載があった場合は、受検又は採用の対象から除かれることがあります。
- 3 持参及びメール便等の託送では受け付けません。
- (4) 郵送による出願書類の提出先  
北海道教育庁教職員局教職員課  
〒060-8544 札幌市中央区北3条西7丁目 道庁別館7階
- (5) 受検票又は受検通知用はがきの交付等
- ア 受検区分「小学校教諭」  
受検票を、令和5年(2023年)11月17日(金)頃にWebエントリーで申出のあったメールアドレスへ送信します。受検票を添付したメールの受信が確認できない場合は、11(3)の問合せ先に問い合わせてください。
- イ 受検区分「高等学校教諭」又は「特別支援学校教諭」  
受検通知用はがきを、令和5年(2023年)11月17日(金)頃に発送します。令和5年(2023年)11月22日(水)までに到着しない場合は、11(3)の問合せ先に問い合わせてください。
- (6) その他
- ア 障がいがある方については、点字や拡大文字、手話通訳による受検など、障がいに応じた配慮を行い、支障なく受検できるよう努めています。  
検査会場において配慮を必要とする方は、出願時に願書の「障がい者に係る配慮希望事項」欄に記入するとともに、11(3)の問合せ先に連絡してください。
- イ 書類に入力・記載された個人情報、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)、個人情報の保護に関する法律施行条例(令和4年北海道条例第33号)、個人情報の保護に関する法律の施行に関する教育委員会規則(令和5年北海道教育委員会規則第9号)及び教育庁文書管理規程(平成10年北海道教育委員会教育長訓令第8号)に基づき適切に管理し、令和6年度(2024年度)北海道公立学校教員採用候補者追加選考検査、当該追加選考検査実施に関連する照会・連絡及び採用手続以外の目的には使用せず、特定の個人が識別される情報として公表することはありません。
- 8 当日の携行品及び留意事項
- (1) 携行品
- ア 受検票(受検区分「小学校教諭」)又は受検通知用はがき(受検区分「高等学校教諭」又は「特別支援学校教諭」)
- イ 筆記用具(適性検査及び論文検査用にHBの鉛筆とプラスチック製消しゴムを含む。)
- ウ 上履き及び靴袋
- (2) 留意事項
- ア 検査会場の敷地内は、禁煙です。
- イ ゴミは、各自で持ち帰ってください。
- ウ 検査会場及びその周辺には、駐車場がありません。自家用車、バイク等は駐車できませんので、公共交通機関(電車、バス等)を利用してください。
- エ 検査会場周辺の店舗等への無断駐車、送迎(タクシーを含む。)のための路上駐車は、迷惑となるので、厳禁とします。
- オ 携帯電話やスマートウォッチ等通信機能を有する電子機器の検査時間中の使用を禁止します。
- カ 不正が明らかになった場合は、その者の検査を中止します。
- 9 選考結果の通知等
- (1) 選考結果の通知
- ア 採用候補者名簿に登録する者については、令和5年(2023年)12月25日(月)に、北海道教育委員会のホームページにおいて、受検区分、受検教科(科目)ごとに受検番号を掲載します。  
なお、結果通知については、同日に受検者へ発送します。
- イ 検査を欠席した場合は、合否判定の対象となりませんので、検査の結果や選考結果

は通知しません。

ウ 出願後、採用候補者名簿に登録するまでの間に受検資格を欠いていることが判明した場合は、選考の対象となりませんので、検査の結果や選考結果は通知しません。

(2) 選考結果の開示請求

個人情報の保護に関する法律により、検査結果の開示請求をすることができます。詳細については、ホームページでお知らせします。

10 登録及び採用の方法

(1) 登録の方法

ア 登録は、原則、2の受検区分のとおりとします。

イ 登録は、「登録A」、「登録B」に分けて行います。

(ア) 「登録A」は、令和6年(2024年)4月1日付けで採用を予定する者の登録です。

(イ) 「登録B」は、令和6年(2024年)4月1日以降の採用を予定する者の登録です。

※年度中途に欠員が生じた場合など、令和6年(2024年)3月31日以前に採用することもあります。

ウ 採用候補者名簿の有効期限は、原則として令和7年(2025年)4月1日までです。

なお、国内外の大学院に進学する場合は、本人の申出により登録期間を1年間延長することができます。

また、高等学校教諭水産(商船)の登録者については、3級海技士の免許を取得するまで採用を猶予し、登録期間を最大で令和8年(2026年)4月1日まで延長することができるものとします。ただし、登録期間内に3級海技士の資格を取得できなかった場合は、名簿から削除します。

(2) 採用の方法

ア 採用は、「登録A」で登録された者、「登録B」で登録された者の順に行います。

なお、「登録A」、「登録B」とも、正規教員としての採用です。

イ 採用に当たっては、令和6年(2024年)1月～2月の間に、北海道が指示する健康診断を受診することが必要となります。

ウ 特別免許状の取得を前提とした受検者は、登録後に教育職員検定に合格し、特別免許状の授与を受けることが必要です。

エ 教員として勤務を行うに当たっては、所持している免許状が「有効な状態にある」必要があります。仮に、所持している免許状が「期限切れ失効」している場合には、採用日までに「免許状の再授与申請」を行い、有効な免許状を取得する必要があります。

(参考)「北海道教育委員会のホームページ」トップ→「よく見られるページ」  
「教員免許」→「○免許状の有効期限が経過し、「失効」した免許状に係る再授与申請手続」

オ 採用候補者名簿登録期間中に次の事項に該当する場合は、名簿から削除します。

(ア) 令和6年(2024年)3月31日までに受検教科の免許状を取得できない場合や受検教科の免許状の効力が有効でない場合

(イ) 正当な理由がなく勤務地を限定した場合

(ウ) 受検資格を欠いていることが明らかになった場合

(エ) 受検又は採用時の提出書類等に虚偽の記載があったり、教員としてふさわしくない事実が明らかになった場合

11 留意事項

(1) 出願後に改姓・改名した場合又は連絡先等の記載事項に変更が生じた場合は、速やかに(3)の問合せ先に連絡してください。

(2) 書類提出後、記載内容や提出書類の確認のために電話連絡する場合がありますので、願書には確実に連絡が取れる電話番号を記入してください。

(3) この検査に関する問合せ先は、次のとおりです。

〒060-8544

札幌市中央区北3条西7丁目 道庁別館7階  
北海道教育庁教職員局教職員課

---

TEL 011-204-5726